#### 旭川市軽度 • 中等度難聴児補聴器等給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児へ補聴器及びその修理費用(以下「補聴器等」という。)を給付することにより、対象児の言語の習得やコミュニケーション能力の健全な発達を支援し、福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「申請者」とは、補聴器等の給付を受けようとする軽度・中等度難聴児の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護し、この要綱に定める申請を行う者をいう。

(給付対象)

- 第3条 給付対象となる軽度・中等度難聴児とは、次に掲げる全ての要件を満たす児童とする。ただし、市長が特にやむを得ない事情により給付が適当であると認めたときはこの限りでない。
  - (1) 旭川市内に住所を有すること。
  - (2) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
  - (3) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと。
  - (4) 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断すること。
  - (5) 申請者及び申請者の属する世帯の他の世帯員の所得が、障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第7 6条第1項ただし書の政令で定める基準未満であること。
  - (6) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) その他の法令に基づき, 補聴器等購入費の助成等を受けることができないこと。

(給付の対象となる補聴器等)

- 第4条 購入により給付の対象となる補聴器の個数は、別表1中補聴器(購入)の区分の種類の欄に定める補聴器を、1人につき1個とする。ただし、医師が両耳に装用する必要があると判断し、かつ、市長が特に認めた場合は、2個とすることができる。
- 2 補聴器の耐用年数は5年とし、耐用年数内の再給付はせず、修理のみを給付の対象とする。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めたときはこの限りでない。

(給付額)

第5条 補聴器等の購入又は修理に当たり給付する金額は、別表1に定める基準額の3 分の2(10円未満切り捨て。)とする。ただし、申請者の属する世帯が生活保護法 (昭和25年法律第144号)に基づく保護の受給世帯又は申請年度(当該申請が4 月から6月までにあった場合は前年度)の市町村民税非課税世帯の場合は、別表1に 定める基準額の全額とする。

#### (自己負担額)

第6条 申請者は、補聴器等の購入又は修理に係る費用から、前条に規定する給付額 を控除した額(以下「自己負担額」という。)を補聴器販売事業者(以下「事業者」 という。)に対し支払うものとする。

#### (給付の申請)

- 第7条 申請者は、あらかじめ、次に掲げる書類を提出し、市長に補聴器等の給付を申請するものとする。ただし、補聴器修理費用給付の申請にあっては、第2号の書類の提出は要しない。
  - (1) 旭川市軽度・中等度難聴児補聴器等給付申請書(様式1)
  - (2) 旭川市軽度・中等度難聴児補聴器等給付意見書(様式2)
  - (3) 第9条の事業者が発行した、補聴器購入又は修理見積書
  - (4) その他, 市長が必要と認めた書類

## (給付の審査及び決定)

- 第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに必要な審査を行い、 給付の要否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により給付を決定したときは、旭川市軽度・中等度難聴児補聴器等給付決定通知書(様式3)により、その旨を申請者に通知するとともに、旭川市軽度・中等度難聴児補聴器等給付事業給付券(様式4。以下「給付券」という。)を交付するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する通知をしたときは、補聴器等を納入する事業者に旭川市軽度・中等度難聴児補聴器等給付決定連絡書(様式5)により通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により申請を却下することを決定した場合は、旭川市軽度・中等度難聴児補聴器等給付申請却下通知書(様式6)により、申請者に通知するものとする。
- 5 市長は、第1項に規定する審査をする場合において、必要があると認めるときは、 身体障害者更生相談所その他の関係機関に意見を求めることがある。

#### (補聴器等の給付)

- 第9条 前条第2項の規定により給付決定を受けた申請者は、「旭川市補装具費支給事業に係る事業者の届出等に関する要綱」に基づき旭川市に事業者の届出及び代理受領の申出をし、受理された事業者において、補聴器等の給付を受けるものとする。
- 2 前項の規定により補聴器等の給付を受ける申請者は、給付券に受領年月日を記入し、 記名して前項の事業者に提出しなければならない。この場合において、第6条に規定 する自己負担額が生じる場合には、給付券とともに支払うものとする。

#### (費用の請求)

- 第10条 前条の給付券の提出を受けた事業者は,市長に対して当該給付券を添付して 費用の請求をするものとする。
- 2 前項に基づき請求する額は、給付券に記載する公費負担額とする。

#### (事業者への支出)

第11条 市長は,前条の請求を受けたときはその内容を審査し,適当と認めるときは, 請求のあった日から30日以内に支出する。

#### (調査)

第12条 市長は、本事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、申請者、 事業者又はその他事業に関わる者に対し、必要な調査を行うことができる。

### (給付決定取消及び不当利得の徴収)

- 第13条 市長は、給付決定を受けた者及び事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付決定の全部又は一部を取り消すこととし、すでに給付した補聴器に要した費用の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。
  - (1) 偽りその他不正の手段により給付を受けたとき。
  - (2)給付を受けた補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、貸付し、又は担保に供したとき。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成30年9月14日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の旭川市軽度・中等度難聴児補聴器等給付事業実施要綱の規定は、令和元年 10月1日以降に給付決定するものから適用し、令和元年9月以前に給付決定するも のについては、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 改正後の旭川市軽度・中等度難聴児補聴器等給付事業実施要綱の規定は、令和3年 4月1日以降に給付決定するものから適用し、令和3年3月以前に給付決定するもの については、なお従前の例による。

別表1

区分	種類	基準額
補聴器 (購入)	耳かけ型、ポケット	「補装具の種目, 購入等に要する費用の
	型, 耳あな型, 骨導式	額の算定等に関する基準(平成18年厚
	眼鏡型など(必要に応	生労働省告示第528号。以下「基準」
	じてイヤモールドの	という。)」 に定める「高度難聴用耳か
	追加を認める。) 耐用	け型補聴器」の購入基準額( イヤモール
	年数は,原則5年とす	ドを追加する場合は, 基準に定める修理
	る。	基準の表に掲げる交換の額を加算した
		額)の 100 分の 106 に相当する額(デジ
		タル式補聴器で, 補聴器の装用に関し専
		門的な知識・技能を有する者による調整
		が必要な場合は, その額に 2,000 円を加
		算すること。)と、補聴器の購入に要し
		た額のいずれか低い額
補聴器 (修理)	耳かけ型、ポケット	基準に定める「耳かけ型補聴器」の修理
	型, 耳あな型, 骨導式	基準(ポケット型,耳あな型又は骨導
	眼鏡型など	式補聴器については, 耳かけ型の修理基
		準にある部品はこの修理基準を適用す
		るとともに, 耳かけ型修理基準にない部
		品については給付対象外とする。)の 100
		分の 106 に相当する額と、補聴器の修理
		に要した額のいずれか低い額

## 旭川市軽度・中等度難聴児補聴器等給付申請書

(宛先)	加川	市長
(クロノロ)		リリナメ

	年	月	日
住所			
申請者氏名			
(対象児童との続柄			)
電話番号	FAX		

軽度・中等度難聴児補聴器等給付(購入・修理)を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、私の世帯の住民登録資料、課税資料、補聴器購入状況その他について、旭川市軽度・中等度難聴児補聴器等給付決定の審査に必要な範囲で関係機関に調査、照会、閲覧、報告することに同意するとともに、決定内容について次の補聴器販売事業者へ通知することに同意します。

対	ふりがな									
象 児	氏名					4	年 月	日生(		歳)
童	住所	電話番号								
希望	名称									
販売	売事業者	所在 地								
身体		有・無								
手帕	長の有無	(手帳内容 )						)		
		□無								
過去	ま5年間の	5年間の □有 (購入日と購入方法を記入して下さい)								
補职	· 器購入歴	右耳(	年 月	日購入⇒□	自費 □	軽度・中	『等度難聴』	見補聴器等給付	事業	□その他)
		左耳(	年 月	日購入⇒□	自費 □ □	軽度・中	等度難聴り	見補聴器等給付	事業	□その他)
所	得区分	生活化	呆護	· 低	所得	•	一般	• — —	定所得	<b></b> 身以上

## 旭川市軽度 • 中等度難聴児補聴器等給付決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

旭川市長

年 月 日付けで申請のありました旭川市軽度・中等度難聴児補聴器等給付申請について、審査の結果、次のとおり給付を決定しましたので通知します。

給付決定額

別紙給付券のとおり

# 旭川市軽度・中等度難聴児補聴器等給付事業給付券

給付券番号			給付決定日				
申 請 者	氏 名						
	ふりがな						
対 象 児 童	氏 名	氏 名					
	生年月日						
補聴器の種類							
補 聴 器	名 称	名 称					
販 売 事 業 者 所 在							
購入又は修理に要す	る費用	基準額	公費負担額	自己負担額			
上記のとおり決定 年 月 日	します。						
1							
				旭川市長			
補聴器の受領	年月日	1					
補 聴 器 の 受 領	【者氏名	7.1					

## 旭川市軽度 • 中等度難聴児補聴器等給付決定連絡書

 第
 号

 年
 月

 日

様

旭川市長

次のとおり、対象児童に補聴器等(購入・修理)を給付することに決定しましたので御連絡します。

給付券番号			給付決定日		
申 請 者	氏 名				
対 象 児 童	氏 名				
刈 家 九 里	生年月日				
補聴器の種類					
購入又は修理に要す	ける費用	基準額	公費負	担額	自己負担額

- 1 申請者から給付券の提出があったときは、対象者に補聴器等を給付してください。
- 2 1により補聴器等を給付したときは、自己負担額を徴収してください。
- 3 対象児童に補聴器等を引渡した後に給付券を添付の上,旭川市長宛てに公費負担額を請求してください。

## 旭川市軽度•中等度難聴児補聴器等給付申請却下通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

旭川市長

年 月 日付けで申請のありました旭川市軽度・中等度難聴児補聴器等給付申請について、次のとおり却下することに決定しましたので通知します。

却下の理由